

最新判例一覧(手術)

概要	診療科目	患者	判決	請求額	認容額(万円)	備考	出典
<p><腎臓症に対する内視鏡術後の意識障害> 水腎症のため内視鏡による手術を受けたところ、灌流液が体内に漏れ、急性腎不全となり、脳障害による意識障害が発生し、そのため後遺症が残り完全介護が必要になった場合に医師に過失があるとされた事例</p>		0才男児	神戸地裁 H10.3.23 敗訴(確定)	1億740	逸失利益 1,716 慰謝料 3,000 介護費 5,545 弁護士費用 970 合計 1億740	介護費 4500円×75 年、新ホフマン	判時1676-89
<p><術後MRSA感染による死亡> 狭心症のため冠状動脈バイパス手術及び左心室瘤除去手術を受けた患者がMRSA感染症、腎不全で死亡した場合に、医師に手術の実施及び術後管理に過失があったとされた事例</p>	外科	63才男性 (会社経営)	大阪地裁 H10.4.24 敗訴(控訴)	3億256	逸失利益 1億3,020 慰謝料 2,000 葬儀費 100 弁護士費用 200 合計 1億5,320		判時1689-109 判タ1027-234
<p><手術方法選択誤りによる死亡> ウイルス動脈輪閉塞症(モヤモヤ病)患者に対し、両側同時EMSA(間接的血行再建術)を実施したことにより脳虚血を生じ、その結果脳梗塞を発生させて患者が死亡した場合に、その実施した手術方法に過失があるとされた事例</p>	脳神経外科	30才男性 (薬剤師)	大分地裁 H10.6.30 敗訴(控訴)	7754	逸失利益 3,748 慰謝料 1,800 葬儀費 100 弁護士費用 500 合計 6,148		判時1693-121
<p><ポリープ切除術時の大腸穿孔> S状結腸に生じた直径2センチのポリープについて内視鏡的ポリペクトミーを実施した後に手術部位の穿孔による腹膜炎を生じた場合、医師に術後の療養方法の指導、説明義務を怠った過失があると認められた事例</p>		56才男性 (学習塾経営)	大阪地裁 H10.9.22 敗訴(確定)	2243	実費 11 休損 50 慰謝料 100 弁護士費用 16 合計 177		判時1690-94 判タ1027-230
<p><心臓手術後のMRSA感染死> 僧帽弁亀裂修復、弁形成等の手術を受けた患者が、MRSAに感染して死亡した場合、病院側に診療契約上の債務不履行があるとはいえないとして、病院側の損害賠償責任が認められなかった事例</p>	胸部外科	3才女児	横浜地裁小 田原支部 H10.10.23 勝訴(控訴)	5306	請求棄却 0	0	判タ1044-171
<p><左頸部切開・リンパ管腫摘出術後の脳機能喪失> 左頸部の切開及びリンパ管腫摘出手術を受けた患者が、ショック症状を呈し、脳機能を喪失した場合、医師に医療上の過誤があったとして病院側の損害賠償責任が認められた事例</p>	外科	21才男性 (大学生)	名古屋地裁 H11.2.5 敗訴(確定)	1億4816	付添看護費 778 逸失利益 5,243 慰謝料 3,000 介護費 3,169 弁護士費用 703 合計 1億1,837	介護費 4000円×50 年、新ホフマン 逸失利益障害 年金▲1057万 円	判時1701-101 判 タ1047-256
<p><胃切除術後の劇症肝炎死> 胃癌の治療のため胃の切除手術を受けた患者が術後劇症肝炎に罹患して死亡した場合、劇症肝炎の原因は不明であるとし、医師の治療行為と死亡との間に因果関係は認められなかったとして、医師の過失責任が認められなかった事</p>		38才女性 (主婦)	神戸地裁 H11.2.18 勝訴(確定)	1億626	請求棄却 0		判タ1040-254
<p><手術後の左下腿部壊死切断> 腹部大動脈一両外腸骨動脈バイパス手術により左下腿部の壊死切断を余儀なくされたケースにおいて医師の過失が認められた事例</p>	外科	54才女性 (不明)	広島高裁松 江支部 H11.3.12 敗訴(上告)	3700	逸失利益 1,322 慰謝料 500 弁護士報酬 200 合計 2,022		判時1702-107 判タ1059-170
<p><人工腱板による腱板断裂の再建> 変形性肩関節症の患者に対し人工腱板による腱板断裂の再建術を実施したことについて手術方法の選択の過誤がないとされた事例</p>	整形外科	60才男性 (電気機械組立工)	静岡地裁 H11.4.16 勝訴(確定)	4685	請求棄却 0		判タ1011-223
<p><気管支拡張のため気管支切開術を受けた患者の窒息死> 気管狭窄のためTチューブ挿入術を受けた患者が、気管切開部付近から出血した血液が気管内において凝固し、呼吸困難になって死亡した場合に、手術上の過失を否定し説明義務違反もなく、担当医師に過失がないとされた事例</p>	外科	59才女性 (主婦)	大阪地裁堺 支部 H11.7.30 勝訴(控訴)	4237	請求棄却 0		判タ1056-236
<p><耳介付近腫瘍の摘出術後の後遺障害遺残> 耳介付近の腫瘍の摘出手術を受けた患者に顔面麻痺、耳下部の腫れ等の後遺症が発症した場合に担当医師に過失がないとして病院側の損害賠償責任が認められなかった事例</p>	耳鼻咽喉科	22才女性	横浜地裁 H11.8.31 勝訴(確定)	5500	請求棄却 0		判タ1054-246

最新判例一覧(手術)

概要	診療科目	患者	判決	請求額	認容額(万円)	備考	出典
<p><術後のビタミンB1未投与によるウェルニツケ脳症> 悪性リンパ腫のため胃等の摘出手術等を受けた患者がウェルニツケ脳症に罹った場合において医師らが術後の高カロリー輸液中にビタミンB1を投与しなかった注意義務違反があったとして病院設置者及び担当医師に損害賠償が命じられた事例</p>	外科	34才男性	仙台地裁 H11.9.27 敗訴(確定)	1億2,997	休損 684 逸失利益 7,872 慰謝料 2,000 介護費 1,578 弁護士費用 1,200 合計 1億2,997	自宅2500円×41年、ライブニツ	判時1024-114 判タ1044-161
<p><水腎症を巨大肝のう胞と誤診したための手術中死亡> 血尿が出て受診した患者が巨大肝のう胞と診断され手術を受けたところ、手術中に心停止し、意識が回復しないまま転院先の病院で死亡した場合に、実際は水腎症で医師は誤った診断で必要のない手術をして患者を死亡させたとして医師に賠償責任が認められた事例</p>	外科	34才男性 (日用雑貨商)	浦和地裁 H11.10.15 敗訴(確定)	1億2877	逸失利益 5,709 慰謝料 2,500 葬儀費 120 弁護士費用 833 合計 9,162		判時1719-109
<p><膿瘍切開術後、悪性膿瘍が全身に転移し死亡> 左上背部の膿瘍の切開術を受けた患者が、その後悪性膿瘍が全身に転移して死亡した場合、切開当時腫瘍が悪性であった蓋然性が高いとはいえないとして切開術を行った医師に過失ないし診療契約上の義務違反がないとされた</p>	外科	26才男性 (会社員)	東京高裁 H11.12.20 勝訴(確定)	8712	請求棄却 0		判タ1046-201
<p><手術による脾臓損傷と縫合不全> 食道アカラシア手術の際、脾臓を損傷し縫合不全を起こした医師に過失があったとして、病院側の不法行為に基づく損害賠償責任が認められた事例</p>	外科	62才男性 (タクシー運転手)	広島地裁 H12.1.19 敗訴(控訴棄却・上告)	2500	逸失利益 606 慰謝料 800 弁護士費用 200 合計 1,606		判タ1077-260
<p><観血的足関節脱臼整復術後に肺梗塞にて死亡> 交通事故により傷害を受けた被害者が、入院治療中に発症した肺梗塞により死亡した事例において、交通事故と医療過誤との共同不法行為を認めた事例</p>		27才男性 (大学生)	浦和地裁 H12.2.21 敗訴(確定)	6984	実費 3 逸失利益 3,164 入院慰謝料 50 後遺症慰謝料 1,800 葬儀費 120 弁護士費用 300 合計 3,379	交通事故との異時共同不法行為60%	判タ1053-188
<p><経尿道的前立腺切除術の際の外尿道括約筋損傷> 経尿道的前立腺切除術の際、患者の外尿道括約筋を損傷した場合担当医師に過失があるとして病院側の診療契約上の債務不履行責任が認められた事例</p>	泌尿器科	男性 (会社員)	横浜地裁川崎支部 H12.3.30 敗訴(確定)	2000	実費 181 慰謝料 630 弁護士費用 100 合計 911		判タ1101-232
<p><気管チューブ抜管に対して安全管理義務違反の訴え> 腸閉塞の手術を受けた患者に装着された人工呼吸のための気管チューブが抜管したことにつき医師らの安全配慮義務違反を認めたものの、右義務違反と当該患者の死亡との間に因果関係が認められないとして、賠償義務が認め</p>		22才男性 (大学生)	名古屋地裁 H12.7.19 勝訴(控訴)	6321	請求棄却 0		判時1741-124
<p><脳動脈瘤クリッピング手術の不備により後遺症が残存・敗訴> 脳動脈瘤の治療を目的とするクリッピング手術後に患者に脳梗塞が発症し、重篤な後遺症が残った場合、執刀した医師に手術操作上の過失があったとして、医師と病院側の不法行為に基づく損害賠償責任が認められた事例</p>	脳神経外科	69才女性 (主婦・家業手伝い)	京都地裁 H12.9.8 敗訴(確定)	2億2890	実費 83 逸失利益 1,799 慰謝料 2,725 介護費 3,413 住宅改造費 120 弁護士費用 700 合計 8,840	介護費 8000円×18年ライブ	判タ1106-196
<p><心臓手術の際に輸血用血液によりGVHDを発症し死亡> 1. 心臓手術の際輸血された血液製剤に放射線照射が実施されていなかったことにより、患者が移植片対宿主病(GVHD)を発症して死亡した場合において、血液製剤を提供した日赤には放射線照射義務及び警告表示義務の違反は認められないとされた事例 2. 手術を担当する医師には輸血用血液に放射線照射を実施すべきか否かを判断する注意義務があったとして、医療側に債務不履行責任ないし不法行為責任が認められた事例</p>	外科	65才男性 (飲食店手伝い)	横浜地裁 H12.11.17 敗訴(確定)	6904	逸失利益 1,428 慰謝料 3,000 葬儀費 130 弁護士費用 456 合計 5,015	日本赤十字社: 請求棄却	判時1749-70
<p><術後、ビタミンB1欠乏症により死亡> 回盲部切除術、腹腔ドレナージ術の後、高カロリー輸液を受けていた患者がビタミンB1欠乏による衝心脚気で死亡したことにつき、医師にビタミン剤の投与を怠った過失があるとされた事例</p>	外科	60才女性 (家業手伝い)	大阪高裁 H13.1.23 敗訴(確定)	4080	逸失利益 1,390 慰謝料 1,800 弁護士費用 400 合計 3,590		判時1764-70

最新判例一覧(手術)

概要	診療科目	患者	判決	請求額	認容額(万円)	備考	出典
<p><白内障手術後の感染により左眼失明> 超音波水晶体乳化吸引術(PEA)、眼内レンズ挿入術による白内障手術を受けた患者が術後眼内炎に罹患し左眼を失明したことにつき、医師の過失が認められた事例</p>	眼科	74才女性 (無職)	東京地裁 H13.1.29 敗訴(確定)	4400	慰謝料 費用 800 弁護士費用 100 合計 900		判タ1072-207
<p><鼻腔内手術時にくも膜下出血を発生し死亡> 両側慢性副鼻腔炎及び鼻茸のため、両側鼻内上顎洞・篩骨洞解放術及び鼻茸切除術を受けた患者が手術中にくも膜下出血を発生し死亡した場合に、くも膜下出血は医師の手術操作によるものとは認め難いとして医師の責任が否定</p>	耳鼻咽喉科	55才女性	札幌地裁 H13.2.26 勝訴(確定)	5070	請求棄却 0		判時1759-113
<p><心房中隔欠損症患者の手術中に低酸素症から重後遺害(敗訴)> 他に有力な原因が見当たらないことから人工心肺装置の送血カニューレを右上行大動脈に接続する際に同動脈に亀裂が生じて出血から血圧低下、低酸素脳症を発生したと事実関係を推認した。</p>	小児外科	女・4才	東京地裁 H13.4.19 敗訴(控訴 後和解)	1億8,622	逸失利益 5,161 慰謝料 3,600 介護費 4,822 弁護士費用 1,200 合計 1億4,183	介護費67才まで1日6,000円、77才まで1日1万円	判タ1134-234
<p><前立腺肥大手術後の尿失禁> 前立腺肥大症の手術を受けた患者が、その後尿失禁状態になった事案において、担当医師には手術の際に外尿道括約筋を損傷した過失があったとされた事例</p>	泌尿器科	57才男性 (会社経営)	東京地裁 H13.6.29 敗訴(控訴)	2023	実費 139 慰謝料 800 弁護士費用 100 合計 1,039		判タ1099-244
<p><先天的心臓奇形であるファロー四徴症患者に対する姑息手術中に動脈管が閉塞し死亡した。敗訴> 動脈管閉鎖予防のための手術前のパルクス点滴静注、手術中の動脈閉鎖に備えて対外式心肺補助装置を準備すべき義務を怠ったとした。</p>	外科	女性・0歳児	東京地裁 H13.7.5 敗訴(確定)	7,699	逸失利益 2,062 慰謝料 2,000 弁護士費用 400 合計 4,462	2,062万円	判タ 1131-217
<p><脳神経減圧手術後の脳内血腫により死亡> 脳神経減圧手術の後、間もなく発生した脳内血腫等により患者が死亡した事案につき、小脳半球切除術を実施すれば救命の相当程度の可能性があったとして、これを実施せずその治療機会を奪った医師に過失があるとされた事例</p>	脳神経外科	48才男性	大阪高裁 H13.7.26 敗訴(上告)	1億965	慰謝料 1,000 弁護士費用 200 合計 1,200		判タ1095-206、判時1797-51
<p><心臓手術後のMRSA感染にて死亡したとの訴え> 心臓手術後、患者が容体を急変させて死亡した原因がMRSA感染症にあるとは認めがたく、原判決が同感染への罹患を前提に担当医師の責任を肯定したことは誤りであるとして、原判決を取り消した事例</p>	外科	男性(会社経営)	大阪高裁 H13.8.30 勝訴(上告 棄却・上告 不受理)	2億1758	請求棄却 0		判タ1094-207
<p><舌癌切除術後の管理が不適切なため気道閉塞を起こし4ヶ月後に死亡> 舌半切除・右頸部郭清等の手術を受けた患者が、術後に呼吸停止に陥り意識障害等の後遺障害が残り、敗血症に罹患して全身状態悪化により死亡した場合、医師の術後管理に注意義務の懈怠があったとして病院側の損害賠償責任が認められた事例</p>	耳鼻咽喉科	57才男性 (会社経営)	千葉地裁 H13.12.20 敗訴(控訴)	1億6098	実費 259 逸失利益 3,094 慰謝料 1,800 葬儀費 120 合計 500		判タ1104-254
<p><ビタミンB1補給懈怠によりウェルニッケ脳症・敗訴> 高齢患者の結腸切除術後に高カロリー輸液を投与したが、ビタミンB1の補給を行わなかったため、ウェルニッケ脳症を発生し、重度の記憶障害等を後遺した。高カロリー輸液の能書にビタミンB1欠乏の際の補給の必要性が記載されており、医師に過失があるとされた。</p>	外科	81才無職 男性	東京地裁 H14.1.16 敗訴(確定)	800	慰謝料 800 合計 800		判タ1114-250
<p><右室二腔症患者の心臓手術中に人工心肺装置の送血ポンプの亀裂から空気が混入したため脳梗塞を発生し重度後遺障害が残存した。臨床工学士と機器メーカーの過失がみとめられ、敗訴> 臨床工学士はチューブ設定の過失、操作中の機器監視の過失、予備交換用チューブを準備しなかった過失があるとされた。機器メーカーは機器自体の欠陥はないが、安全操作の方法など操作者に対する説明・警告上の過失があるとされた。</p>	外科	男・20才・コンビニ店員	東京高裁 H14.2.7 敗訴(確定A)	1億6,309	入院雑費 58 逸失利益 8,538 入院慰謝料 308 後遺症慰謝料 2,600 介護費 641 弁護士費用 500 合計 1億2,645		判タ1136-208

最新判例一覧(手術)

概要	診療科目	患者	判決	請求額	認容額(万円)	備考	出典
<p><脳動脈瘤破裂予防手術の際にクリッピング術の手技ミスにより脳梗塞を発症させ、後遺障害・敗訴> 脳血管撮影により脳内動脈3個所の動脈瘤が発見されたため、2個所のクリッピング術による予防手術を施行した。しかし、術中に脳梗塞が発症して重度後遺障害を後遺した。右内頸動脈の動脈瘤クリッピング中に同動脈から分枝する右前脈絡叢動脈の損傷により脳梗塞を発症したとして医師に過失有りとされた。</p>	脳神経外科	61才男性	名古屋地裁 H14.2.18 敗訴(控訴)	9347	逸失利益 4,390 慰謝料 2,000 施設入所費 1,218 弁護士費用 700 77, 100円×1 合計 8,307 2×13. 1630	施設入所費	判時1808-85
<p><クモ膜下出血治療のためネッククリッピング手術を受けた患者が手術後脳梗塞を発症し死亡。敗訴> 執刀医が脳底動脈部脳動脈瘤のネッククリッピング手術時に内頸動脈を損傷した手技上の過失と、損傷後の血行再建術を後回しにした過失があるとされた。</p>	脳外科	女・56才・市職員	福岡地裁大 牟田支部 H14.4.9 敗訴(控訴 後控訴棄 却・確定)	3,611	逸失利益 2,937 慰謝料 2,200 葬儀費 120 合計 2,628		判タ1138-221
<p><胃癌患者の胃(2/3)摘出術後に絞扼性イレウス(腸閉塞)を発症し、開腹術により小腸を切除して小腸機能障害を後遺した。敗訴。> 1. 胃摘出術後23日目に突然強度腹痛がはじまり、その約40時間後に緊急開腹術を施行した。2. 遅くとも絞扼性イレウスの発症時期から24時間以内に開腹術に着手すべきであった。3. 早期に開腹術を施行していれば、切除小腸も少なく小腸機能は維持されたと推認される。4. 後遺障害5級の3</p>	外科	男・48才	福岡地裁久 留米支部 H14.5.10	1億4,178	逸失利益 4,861 入院慰謝料 350 後遺症慰謝料 1,300 弁護士費用 650 合計 7,160		判タ1145-193
<p><腎臓摘出術で腎動脈結紮が不十分のため大量出血で失血死した。敗訴> 腎臓腫瘍(癌疑い)のため腎臓摘出術を受けた患者が術後まもなく容態が急変し、手術翌日に死亡した。病院側は死因を心筋梗塞と主張したが、判決では死因は失血死であり、その原因は腎動脈結紮が不十分であったためと事実認定し、有責とした。</p>	外科	男・76才・損保代理店主	東京地裁 (36部) H14.9.30 控訴敗訴 (控訴・控訴 取下)	6,179	逸失利益 1,499 慰謝料 2,000 葬儀費 150 弁護士費用 360 合計 4,008		判タ1135-242
<p><大腿骨折手術後に肺動脈血栓症で死亡した。勝訴> ①ガイドピンの体内放置に過失なし②術後管理に過失なし③塞栓症の予測は困難などとして医師が勝訴した。</p>	整形外科	男・64才	岡山地裁 H14.11.26 勝訴(確定)	4,471	0		判タ1138-212
<p><ラトケ嚢胞(脳下垂体部腫瘍)の全部摘出術後に髄膜炎・気脳症の合併症で死亡。敗訴> 手術適応、クモ膜損傷は過失がないが、術後の患者管理につき、心電図モニター等を常時装着するなどの看視義務違反があったとされた。</p>	外科	男・14才・中学生	神戸地裁 H15.6.12 敗訴(確定)	7,800	逸失利益 4,257 慰謝料 2,000 葬儀費 120 弁護士費用 600 合計 6,978		判時1836-105
<p><脳動静脈奇形(AVM)患者にカテーテルによる塞栓術を施行中にマイクロカテーテルが破裂して塞栓物質による脳梗塞を発症して重度後遺障害が残存した。病院は勝訴、メーカーに製造物責任が認められた。> 1. 医師の過失手技によりマイクロカテーテルの異常屈曲を生じさせたとは認定できないこと、また、塞栓物質を過剰に加圧して注入した事実は認定できないとした。(医師は手指の感覚で注入圧を操作する。)</p>	脳外科	男・36才・会社員	東京地裁 H15.9.19 病院勝訴・ メーカー敗 訴(控訴後 控訴取下)	1億5,834	病院:0 メーカー:1億 1,692万円		判タ1159-262
<p><食道癌全摘術後に進行性喉頭浮腫から気道閉塞を生じ植物状態となり、1年半後に食道癌再発で死亡。(破棄差戻)> 二審は呼吸困難状態が短時間で生じたため医師がただちに気づけなかったとしても過失はないとして医師勝訴判決。最高裁は抜管後に胸腔ドレンの逆流があった時点で呼吸困難が進行して呼吸停止に至ることが予測可能であり、再挿管等の気道確保の処置を怠っ</p>	外科	男	最高裁第2 小法廷 H15.11.14 (破棄差戻)				判時1847-30
<p><顔面神経減圧術(微小血管減荷術)を施行した患者が術後硬膜外血腫により死亡。敗訴> 1. 死因:術後に硬膜外血腫から小脳梗塞に至り死亡した。硬膜外血腫を生じた原因は開頭と髄液排除による硬膜内圧の減圧による自然分離と推定されるが、不明である。 2. 過失(1)手技:手術ビデオ等から手技ミスは認められない。(2)術後措置:硬膜外血腫に対する減圧剤(マンニトール、バルビタール</p>	脳外科	女・47才・有職者	大阪地裁 H16.2.12 敗訴(控訴)	1億1,169	逸失利益 4,524 慰謝料 2,700 葬儀費 140 弁護士費用 726 合計 8,090		判タ1155-246

最新判例一覧(手術)

概要	診療科目	患者	判決	請求額	認容額(万円)	備考	出典																		
<p><両下肢静脈瘤および深部静脈血栓症患者の右下肢浅大腿動脈を誤って抜去したため、右下肢壊死から切断した。9ヵ月後に患者は自殺。敗訴></p> <p>1. 過失は明らかである。</p> <p>2. 右膝上10cmで切断して義足使用になったため、退院後に神経症の状態から自殺ことは通常人でも予見可能であり相当因果関係がある。ただし、患者の心因的要因に応じて20%の減額が相当である。</p>		女・51才・主婦兼家業手伝い	高松地裁観音寺支部 H16.2.26 敗訴(確定)	8,927	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">逸失利益</td> <td style="width: 50%;">2,548</td> </tr> <tr> <td>慰謝料</td> <td>2,420</td> </tr> <tr> <td>弁護士費用</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,468</td> </tr> </table>	逸失利益	2,548	慰謝料	2,420	弁護士費用	500	合計	5,468	近親者慰謝料 心因要素20%減額 労働能力喪失率92%×死亡 により生活費控	判時1869-71										
逸失利益	2,548																								
慰謝料	2,420																								
弁護士費用	500																								
合計	5,468																								
<p><右手手管骨症候群患者の内視鏡下靱帯切離術で総掌側指神経を損傷し、複合性局所疼痛症候群(CRPSタイプⅡ)を発症。敗訴></p> <p>尺側より指神経の位置の確認しなかった過失とCRPSに対する適切治療を怠った過失がある。前者と現症の因果関係を否定し、後者の因果関係を肯定したが、過失がなくても現症が軽減されたに過ぎないとして3割を損害額から控除した。また、後遺障害は一上肢の用廃(5級)を認めず、7級を認定した。</p>	整形外科	女 主婦 43才	裁 川越支部 H16.8.26 敗訴 控訴後和解	1億2,200	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">治療費</td> <td style="width: 50%;">128</td> </tr> <tr> <td>交通費等</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td>将来治療費</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>休損</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>傷害慰謝料</td> <td>157</td> </tr> <tr> <td>後遺症慰謝料</td> <td>736</td> </tr> <tr> <td>逸失利益</td> <td>1807</td> </tr> <tr> <td>弁護士費用</td> <td>380</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,266</td> </tr> </table>	治療費	128	交通費等	86	将来治療費	900	休損	72	傷害慰謝料	157	後遺症慰謝料	736	逸失利益	1807	弁護士費用	380	合計	4,266		判タ1212-213
治療費	128																								
交通費等	86																								
将来治療費	900																								
休損	72																								
傷害慰謝料	157																								
後遺症慰謝料	736																								
逸失利益	1807																								
弁護士費用	380																								
合計	4,266																								
<p><閉塞性動脈硬化症患者に経皮的血管形成術(アテレクトミー)施行後に死亡。></p> <p>1. 動脈造影検査で左総腸骨動脈、右内腸骨動脈、右浅大腿動脈の閉塞と右外腸骨動脈の狭窄を認め、右外腸骨動脈の経皮的血管形成術の必要があると診断。バルーン血管形成術では良好な拡張が得られないため、アテレクトミー(動脈内病変部をカッターで直接削り取る手技)を実施した。手術翌日ショック状態から死亡し、病理解剖で右総腸骨動脈穿孔による出血性ショックが死因とされた。</p>	心臓血管外科	男・72才	名古屋地裁 H17.1.27 敗訴(控訴有無不明)	1億1,951	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">逸失利益</td> <td style="width: 50%;">4,715</td> </tr> <tr> <td>慰謝料</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>葬儀費</td> <td>137</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,192</td> </tr> </table>	逸失利益	4,715	慰謝料	2,600	葬儀費	137	合計	8,192		下級裁主要判決 情報HP										
逸失利益	4,715																								
慰謝料	2,600																								
葬儀費	137																								
合計	8,192																								
<p><胸部大動脈瘤患者に胸部ステントグラス内挿術を施行したところ、経路血管の左外腸骨動脈を破損し、手術中に出血性ショックを生じさせ、その後死亡した。敗訴></p>		男・68才 住宅模型製造販売	名古屋地裁 H18.3.30 敗訴	1億258	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">逸失利益</td> <td style="width: 50%;">6,611</td> </tr> <tr> <td>慰謝料</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td>葬儀費</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>弁護士費用</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9,861</td> </tr> </table>	逸失利益	6,611	慰謝料	2,300	葬儀費	150	弁護士費用	800	合計	9,861		下級裁判所判例集								
逸失利益	6,611																								
慰謝料	2,300																								
葬儀費	150																								
弁護士費用	800																								
合計	9,861																								
<p><胃癌・幽門側胃切除術及び胆石症・胆のう摘出術を受けた患者が、その約3ヵ月後、腹痛で上記病院に救急搬送されて入院し、その翌日に死亡。絞扼性イレウスの診断と開腹術の遅延。敗訴></p>	内科	男 69才 会社員	東京地裁 H18.5.31 敗訴	5,264	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">逸失利益</td> <td style="width: 50%;">1,302</td> </tr> <tr> <td>慰謝料</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td>葬儀費</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>弁護士費用</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,652</td> </tr> </table>	逸失利益	1,302	慰謝料	2,800	葬儀費	150	弁護士費用	400	合計	4,652		下級裁判所判例集								
逸失利益	1,302																								
慰謝料	2,800																								
葬儀費	150																								
弁護士費用	400																								
合計	4,652																								
<p><上行結腸ポリープの摘出手術の術後9日目に急性胃潰瘍に起因する出血性ショックにより死亡></p> <p>医師側提出の意見書によった判断を採証法則違反として破棄差戻。</p>		56才	最高裁 H18.11.14 破棄差戻																						